

今後の進め方

(国に対する区域拡大の申請について、国と事前協議を行い、
申請時には書面により協議会構成員と協議)



6月上旬 国への総合特区の区域の変更に係る申請



9月(想定) 国による総合特区の区域の変更の指定



(国の支援措置の適用や地域独自の支援措置の創設・活用など、
計画の変更申請について、協議会で協議)



特区計画の変更による認定申請



国による変更計画の認定

総合特区の支援措置

○国の主な支援措置

●国際戦略総合特区設備等投資促進税制

- ・総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度

特別償却の割合：取得価格の50%（建物等25%）

税額控除の割合：取得価格の15%（建物等8%）

●総合特区支援利子補給金制度

- ・総合特区計画に記載された事業を行う者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国が金融機関に利子補給金（補給率0.7%以内：5年間）を支給することにより事業の円滑な実施を支援するもの

●工場立地法に係る緑地規制の緩和

- ・工場立地の緑地規制に関し、工場立地法、地域産業集積形成法に基づいて規定されている緑地面積率等の準則（基準）に代えて、市町村条例で弾力的に規定することができるもの

○地域独自の支援措置

●地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【地方税の減免】

- ・産業立地促進税制（愛知県）・・・25年度拡充（別添参照）
- ・法人市民税の5%減免（名古屋市）
- ・安城市設備投資促進条例（安城市）

【補助金・助成措置】

- ・産業空洞化対策減税基金による補助制度（愛知県）
- ・岐阜県企業立地促進事業補助金（岐阜県）
- ・三重県企業立地促進条例に基づく補助金（三重県）・・・25年度拡充
- ・航空宇宙産業設備投資促進補助金（名古屋市）・・・25年度新規（別添参照）
- ・市町村における産業立地補助金等（岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、安城市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、清須市、弥富市、あま市、大口町、関市、各務原市、可児市、安八町、鈴鹿市など）

【融資制度】

- ・パワーアップ資金「企業立地」貸付制度（愛知県）
- ・産業活性化資金貸付制度（岐阜県）

●地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域独自ルールの設定

- ・総合特区法に基づく条例による緑地面積率の緩和（名古屋市、半田市、各務原市）
- ・地域産業集積形成法に基づく条例による緑地面積率の緩和（弥富市、飛島村）

●その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・民間航空機生産・整備拠点の整備（愛知県） など

産業立地促進税制を拡充・延長します (不動産取得税の免除・軽減)

愛知県

企業立地の初期投資を軽減する産業立地促進税制について、「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」構想を推進するため、新たに課税免除措置を創設するとともに、対象期間を3年間延長します。

1 免除（新規）

(1) 対象区域

- ① 「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域
- ② ①が存する市町村の長の申出に基づき航空宇宙関連産業の立地の促進を図る必要があると認めて知事が指定した区域(注)

〔注：市街化区域のうち、工業系の用途地域又は市街化調整区域のうち、市町村マスタープランにおいて、産業集積を図る区域として位置付けられた地域（地番により区域が特定できる地域に限る。）〕

(2) 対象事業

航空宇宙関連産業の製造業

(3) 対象不動産

- ・家屋：対象事業の用に供するために新築された家屋
- ・土地：新たに取得し、3年以内に家屋を新築した場合における敷地

(4) 要件

- ・設備投資額（家屋・償却資産の取得費用）
1億円以上
- ・常用雇用者数
5人以上



2 軽減

(1) 対象区域

市町村長の申出に基づき、産業立地の促進を図る必要があると認めて知事が指定した区域

(2) 対象事業

市町村長の申出に基づき、対象区域ごとに知事が指定した事業

(3) 対象不動産

- ・家屋：新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋
- ・土地：新たに取得し、3年以内に家屋を新築した場合における敷地

(4) 軽減額

- ・中小企業者：不動産取得税額の4分の3相当額
- ・その他（大企業等）
：不動産取得税額の2分の1相当額

※ 「要件」は、免除の場合と同じ。

3 対象期間

平成28年3月31日まで

名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金

厳格な品質基準や認証、新たな技術革新や新型機への対応が求められている航空宇宙産業において、中小企業の販路拡大や生産増、又は一層高度な業務に必要な設備投資に対して助成することにより、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」を推進するとともに、市内の産業振興を図る。

補助対象者

航空宇宙産業に関する認証・承認等を受けている市内中小企業

補助対象事業

趣旨に沿う航空宇宙産業における設計・製造・検査の現場で使用する「機械設備」や「ソフトウェア」を購入し、設置若しくは構築する1,000万円以上の設備投資

補助率 限度額

補助率：補助対象経費の10% 限度額：1,000万円

補助金の期間

補助金の期間：平成25年度～27年度

補助金の交付

補助対象事業である設備投資が完了し、支払いを終えた後に交付